

# 低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請手数料

## (A) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法53条第1項)

### ① 一戸建ての住宅にかかる手数料

住棟の戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
一戸建ての住宅	4,000 円	32,000 円

### ② 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)及び複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物)の住戸部分にかかる手数料

住戸の認定申請戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
認定申請戸数 1戸	4,000 円	32,000 円
認定申請戸数1戸を超え5戸以内	9,000 円	66,000 円
認定申請戸数5戸を超え 10 戸以内	15,000 円	93,000 円
認定申請戸数 10 戸を超え 25 戸以内	26,000 円	132,000 円
認定申請戸数 25 戸を超え 50 戸以内	43,000 円	189,000 円
認定申請戸数 50 戸を超え 100 戸以内	78,000 円	273,000 円
認定申請戸数 100 戸を超え 200 戸以内	123,000 円	369,000 円
認定申請戸数 200 戸を超え 300 戸以内	156,000 円	484,000 円
認定申請戸数 300 戸を超えるもの	166,000 円	569,000 円

### ③ 一の建築物の場合(一戸建ての住宅を除く)

#### (ア) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)及び複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物)の住戸部分にかかる手数料

建築物の総戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
総戸数 1戸	4,000 円	32,000 円
総戸数 1戸を超え5戸以内	9,000 円	66,000 円
総戸数 5戸を超え 10 戸以内	15,000 円	93,000 円
総戸数 10 戸を超え 25 戸以内	26,000 円	132,000 円
総戸数 25 戸を超え 50 戸以内	43,000 円	189,000 円
総戸数 50 戸を超え 100 戸以内	78,000 円	273,000 円
総戸数 100 戸を超え 200 戸以内	123,000 円	369,000 円
総戸数 200 戸を超え 300 戸以内	156,000 円	484,000 円
総戸数 300 戸を超えるもの	166,000 円	569,000 円

(イ) **共同住宅等**(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の**共用部分**にかかる手数料

共用部分の面積	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
300 m <sup>2</sup> 以内	9,000 円	106,000 円
300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	26,000 円	174,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	78,000 円	271,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	123,000 円	348,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内	156,000 円	417,000 円
25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	195,000 円	486,000 円

(ウ) **非住宅部分**(建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分)にかかる手数料

非住宅部分の面積	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
300 m <sup>2</sup> 以内	9,000 円	234,000 円
300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	26,000 円	372,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	78,000 円	529,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	123,000 円	649,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内	156,000 円	766,000 円
25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	195,000 円	875,000 円

(B) 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請手数料(法55条第1項)

① **一戸建ての住宅**にかかる手数料

住棟の戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
一戸建ての住宅	2,000 円	16,000 円

② **共同住宅等**(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)及び**複合建築物**(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物)の**住戸部分**にかかる手数料

住戸の認定申請戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
認定申請戸数 1戸	2,000 円	16,000 円
認定申請戸数 1戸を超え5戸以内	4,500 円	33,000 円
認定申請戸数 5戸を超え 10戸以内	7,500 円	46,500 円
認定申請戸数 10戸を超え 25戸以内	13,000 円	66,000 円
認定申請戸数 25戸を超え 50戸以内	21,500 円	94,500 円
認定申請戸数 50戸を超え 100戸以内	39,000 円	136,500 円
認定申請戸数 100戸を超え 200戸以内	61,500 円	184,500 円
認定申請戸数 200戸を超え 300戸以内	78,000 円	242,000 円
認定申請戸数 300戸を超えるもの	83,000 円	284,500 円

③ 一の建築物の場合(一戸建ての住宅を除く)

(ア) **共同住宅等**(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)及び**複合建築物**(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物)の**住戸部分**にかかる手数料

建築物の総戸数	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
総戸数 1戸	2,000 円	16,000 円
総戸数 1戸を超え5戸以内	4,500 円	33,000 円
総戸数 5戸を超え 10 戸以内	7,500 円	46,500 円
総戸数 10 戸を超え 25 戸以内	13,000 円	66,000 円
総戸数 25 戸を超え 50 戸以内	21,500 円	94,500 円
総戸数 50 戸を超え 100 戸以内	39,000 円	136,500 円
総戸数 100 戸を超え 200 戸以内	61,500 円	184,500 円
総戸数 200 戸を超え 300 戸以内	78,000 円	242,000 円
総戸数 300 戸を超えるもの	83,000 円	284,500 円

(イ) **共同住宅等**(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の**共用部分**にかかる手数料

共用部分の面積	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
300 ㎡以内	4,500 円	53,000 円
300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	13,000 円	87,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	39,000 円	135,500 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	61,500 円	174,000 円
10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内	78,000 円	208,500 円
25,000 ㎡を超えるもの	97,500 円	243,000 円

(ウ) **非住宅部分**(建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分)にかかる手数料

非住宅部分の面積	性能評価機関の審査を受けた場合	性能評価機関の審査を受けていない場合
300 ㎡以内	4,500 円	117,000 円
300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	13,000 円	186,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	39,000 円	264,500 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	61,500 円	324,500 円
10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内	78,000 円	383,000 円
25,000 ㎡を超えるもの	97,500 円	437,500 円

(C) 低炭素建築物新築等計画(計画変更)の認定申請手数料  
(法54条第2項・55条2項)

低炭素建築物新築等計画(計画変更)認定と建築基準関係規定の適合の審査を同時に申請する場合は、(1)~(3)の合計した額を加算する。

(1) 確認申請手数料

床面積の合計	確認申請手数料
30 m <sup>2</sup> 以内	8,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以内	15,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	23,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	30,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	53,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	74,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	210,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	340,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	660,000 円

(2) 確認申請手数料(昇降機に係る部分が含まれる場合)

種別	確認申請手数料	計画変更申請手数料
昇降機	13,000 円	7,000 円
小荷物専用昇降機	6,000 円	4,000 円

(3) 構造計算適合性判定手数料(下記の表から、床面積の応じて定める額に消費税を乗じて得た額)

床面積の合計	認定プログラム	その他
30 m <sup>2</sup> 以内	110,000 円	160,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以内		
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	140,000 円	230,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内		
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	160,000 円	260,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	240,000 円	410,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	410,000 円	760,000 円

《注意》

- 確認申請手数料については、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合は当該部分の床面積 1/2 について算定。
- 計画変更の場合
  - 確認を受けた建築物の計画を変更して建築(移転を除く)する場合は、変更にかかる部分の床面積の 1/2 について算定。増築部分は増加する部分の床面積について算定。
  - 確認を受けた建築物の計画を変更して移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更をする場合は、変更にかかる部分に床面積の 1/2 について算定。